

# 令和3年度高知県中小企業等融資制度大綱

## 1 目的

令和3年度の高知県中小企業等融資制度の基本的事項及び各融資制度要綱の共通事項を規定し、事務取扱いの適正化及び効率化を図る。

## 2 各要綱の用語の意義

(1) 「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 法第2条第1項第1号及び第2号

次の表に掲げる資本金又は従業員数のいずれかに該当すること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

イ 法第2条第1項第3号から第11号まで

次に掲げる組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの  
中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同小組合及び連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）、内航海運組合（同連合会）等

(2) 「小規模企業者」とは、法第2条第3項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 法第2条第3項第1号（同項第2号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

業 種	従 業 員
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

イ 法第2条第3項第2号

常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 法第2条第3項第3号から第7号まで

次の組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの  
事業協同小組合、企業組合、協業組合、医療法人、特定非営利活動法人等

(3) 「商工会等」とは、所管の商工会、商工会議所及び高知県商工会連合会をいう。

(4) 「協会」とは、高知県信用保証協会をいう。

(5) 「センター」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。

- (6) 「指定事業」とは、協会による信用保証の対象となる業種に属するものをいう。
- (7) 「1年以上引き続き同一の指定事業を営む」その他これに類する表現については、当該事業の継続した営業実績が1年その他それぞれ規定する期間以上であり、事業の継続性が確実であると認められることを意味する。

### 3 助成措置

- (1) 県は、高知県中小企業等融資制度に基づく貸付けに対して協会が信用保証を行った場合は、中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱に定めるところにより、協会に対し、保証料の補給を行う。
- (2) 県は、農業ビジネス保証制度融資において協会が代位弁済を行ったときは、令和3年度高知県農業ビジネス保証損失補償契約書に定めるところにより、協会に対し、当該代位弁済額の一部を損失補償する。

### 4 貸付対象要件

- (1) 制度利用に当たっては、原則として、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（県税については、県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資制度を利用する場合又は、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が遅延している場合（納期が令和2年2月以降の税金について納税遅延している場合）を除く。）。
- (2) 許認可、登録、届出等を要する事業については、現に許認可等を受けている、又は既に主務官庁等に必要書類を提出しており、許認可等を受けることが確実でなければならない。
- (3) 毎年定期的に行う季節的事业については、当該事業が指定事業である場合は、対象とする。

### 5 貸付条件

- (1) 各融資の資金使途、償還期間及び据置期間、貸付限度額、貸付利率並びに保証料率及び保証の付与等については、別表第1に定めるとおりとする。
- (2) 資金使途は、原則として、同一の指定事業に係るものでなければならない（安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資、事業環境整備促進融資（環境保全促進）、事業展開支援融資及び事業再生計画実施支援融資を除く。）。
- (3) 貸付けは、下請経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として証書貸付けとする。
- (4) 償還は、下請経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として分割償還（元金均等）とし、取扱金融機関所定の方式により行う。
- (5) 中核企業支援融資以外は、協会の信用保証を必要とする。  
なお、保証料は、原則一括前払とする。ただし、協会が他の支払方法を認めた場合は、この限りでない。
- (6) 担保の付与は、特別小口融資、小口零細企業融資、流動資産担保融資及び創業者等応援融資（創業Ⅰ型及び創業Ⅱ型）を除いて、原則として保証付きの場合は協会、保証を付さない場合は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人の付与は、特別小口融資、小口零細企業融資、流動資産担保融資及び事業承継特別保証制度融資を除いて、原則として保証付きの場合は協会、保証を付さない場合は取扱金融機関の定めるところによる。

### 6 貸付手続

貸付けに係る認定先等は別表第2に定めるところによるほか、手続については、次のとおりとする。

- (1) 商工会等の認定により経由金利が適用される融資
  - ア 経由金利の適用を希望する商工会等の会員は、所管の商工会等に、別表第2に定める関係様式及び7に定める添付書類のほか、商工会等の指示する書類を提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない。
  - イ 認定申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めるときは、借入希望者から提出された書類に別記様式15による認定書を添付して協会へ送付するものとする。
  - ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、

取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するとともに、所管の商工会等にその旨を通知するものとする。

(2) 県の認定を要する融資（事業再生支援融資を除く。）

ア 借入希望者は、別表第2に定める関係様式等に必要な書類を添えて県に提出しなければならない。

イ 県は、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、各融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者及び取扱金融機関（保証付きの場合には、協会を含む。）に通知するものとする。

ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、保証付きの場合には7に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

エ 保証付きの場合、協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式18による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

(3) 協会又は金融機関へ直接申し込む融資

ア 借入希望者は、別表第2に定める関係様式及び7に掲げる添付書類のほか必要な書類を添付の上、協会又は取扱金融機関に保証申込みをしなければならない。

イ 創業者等応援融資を利用し、新たに事業を始める場合は、協会は、現地調査を行うとともに、借入希望者等から聞き取り調査を行わなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(4) 小規模企業融資

ア 借入希望者は、別表第2に定める関係様式等に必要な書類を添付して、商工会等に提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない。

イ 申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めるときは、7に定める添付書類に推薦書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(5) 事業再生支援融資

ア 借入希望者は、別表第2に定める関係様式等に必要な書類を添付して、再生支援機関（中小企業再生支援協議会、整理回収機構及び借入希望者の経営改善計画の策定を支援している金融機関をいう。以下同じ。）を通じて県に提出しなければならない。

イ 県は、融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者、再生支援機関、協会及び取扱金融機関に通知するものとする。

ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、7に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

エ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者に信用保証承諾通知書を、取扱金融機関に信用保証書をそれぞれ送付するとともに再生支援機関にその旨を通知するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式18による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

7 借入申込みの添付書類

借入申込みの際には、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 信用保証委託申込書及び連帯保証人信用状況表（保証付きの場合）

(2) 法人の登記事項証明書及び定款

(3) 決算書及び最近の試算表

(4) 設備投資に係る見積書又は契約書及び図面等

(5) 許認可等の必要なものは、その写し又は申請書の写し

(6) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類（県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害

対策特別支援融資制度を利用する場合を除く。)

ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書（課税がない場合は課税がない旨の証明書）（特別小口融資を利用する場合は過去1年間の納税証明書）

イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書（課税がない場合は、課税がない旨の証明書）

ウ 事業開始後1年未満の者（新規創業者を含む。）は、事業開始前に創業者個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

エ 個人事業者が法人を設立（法人成り）して1年未満の場合は、当該個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

(7) 税外未収金債務についての誓約書兼同意書

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、融資制度運用上必要があると認められる書類

## 8 取扱金融機関

(1) 取扱金融機関は、原則として次のとおりとする。

四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、みずほ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島大正銀行、香川銀行、愛媛銀行及び信用組合広島商銀の県内支店並びに高知県信用農業協同組合連合会、高知県農業協同組合、高知市農業協同組合及び土佐くろしお農業協同組合

(2) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関に限る。

(3) 中核企業支援融資については、(1)に定める機関のほかに県が取扱金融機関とすることが適当であると認める者を追加することができる。

(4) 農業ビジネス保証融資については、(1)に定める機関のほかに協会と約定締結している金融機関で取り扱うことができる。

(5) 災害対策特別融資については、(1)の既定にかかわらず、融資適用の都度定める。

## 9 関係機関の責務

(1) 借入者は、各融資の借入金を他に転貸する、生活資金に消費する等の目的外使用を行ってはならない。

(2) 借入者は、商工会等、協会及び取扱金融機関の指導に従わなければならない。

(3) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、当融資制度の実施により知り得た情報（経営上の情報のみならず、個人情報も含む。）を、当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。

(4) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、融資制度に便乗し、犯罪、不正、不詳事件等が発生しないよう、事故防止には特別に配慮するとともに、この融資制度による借入金を他に転貸し、事業資金以外に流用し、生活資金に消費する等の融資制度の悪用、乱用等のないよう厳に指導する。

(5) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、各融資の目的を考慮して借入者の経営指導等についても特別に配慮しなければならない。

(6) 協会及び取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は融資制度対象としての欠格が生じた場合は、実情調査の上、場合によっては直ちに繰上償還、保証取消（解約）等の措置をとる。

(7) 取扱金融機関は、各融資による貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

## 10 報告

(1) 取扱金融機関は、知事の認定を要する融資の貸付けを実行した場合及び県の認定を要しない融資であって保証を付さない貸付けを実行した場合は、別記様式18による貸付実行報告書を速やかに知事に提出すること。

(2) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還方法の変更を行った場合は、別記様式19による償還状況等変更報告書を知事に提出すること。

(3) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還が完了し、残債務がなくなった場合は、別記様式20に

よる完済報告書を知事に提出すること。

#### 11 調査等

知事は、必要があると認めるときは、各融資の借入者、商工会等、協会及び取扱金融機関に対し、貸付状況等について調査を行うものとする。

#### 12 取扱期間

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、原則として、別表第1備考2に定める償還期間の起算日及び貸付実行日が当該期間内に含まれる。

(2) 季節融資については、原則として、次に掲げる期間内に貸付けが実行されなければならない。

ア 上半期は、令和3年5月20日から令和3年8月31日まで

イ 下半期は、令和3年10月1日から令和3年12月31日まで

(3) 災害対策特別融資については、制度適用の都度、知事が別に定める。

#### 13 その他

各融資制度要綱等に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。



名称	資金使途	償還期間 (据置期間)	貸付限度額 (千円)	貸付利率 (%)	保証料率		保証 割合								
					区分	%									
特別融資制度	産業活性化融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	50,000 (うち運転資金 30,000)	2.47	一般(付表1)	0.21~1.07	80%							
						特別B	0.55								
							特別C	0.50							
							特別D	0.10							
						2.27	特別A	0.10	100%						
							特別E	0.10							
	事業環境整備促進融資	環境保全促進	①設備資金 ②運転資金	20年(3年) 15年(3年)	100,000 (うち運転資金 30,000)	15年: 2.67以内 20年: 2.87以内 15年: 2.47以内 20年: 2.67以内	一般(付表1)	0.21~1.07	80%						
							特別B	0.55							
								特別C	0.50						
								特別D	0.10						
							2.67以内	特別A	0.10	100%					
							2.47以内	特別E	0.10						
福祉関連支援		①設備資金 ②運転資金	15年(3年)			2.67以内	一般(付表1)	0.21~1.07	80%						
							特別B	0.55							
						特別C	0.50								
						特別D	0.10								
					2.47以内	特別A	0.10	100%							
商業・観光業支援	①設備資金 ②運転資金	15年(3年)			2.67以内	一般(付表1)	0.21~1.07	80%							
						特別B	0.55								
						特別C	0.50								
						特別D	0.10								
					2.47以内	特別A	0.10	100%							
	特認	①設備資金 ②運転資金			2.28以内	一般(付表1)	0.21~1.07	80%							
						特別B	0.55								
						特別C	0.50								
						特別D	0.10								
					2.08以内	特別A	0.10	100%							
創業者等応援融資	創業I型	①設備資金 ②運転資金	7年(1年) 10年(1年)	*20,000	7年: 1.87以内 (經由1.67以内) 10年: 2.07以内 (經由1.87以内)	創業	0.10	100%							
	創業II型	①設備資金 ②運転資金			*15,000	7年: 1.87以内 (經由1.67以内) 10年: 2.07以内 (經由1.87以内)	創業等	0.10	100%						
	創業III型	①設備資金 ②運転資金	7年(1年) 10年(1年)	*50,000  (*創業者等応援融資 合計で50,000)	7年: 2.27 (經由2.07) 10年: 2.07 (經由1.87)	2.27 (經由2.07)	一般(付表1)	0.21~1.07	80%						
							特別B	0.55							
													特別C	0.50	
													特別D	0.10	
												2.47 (經由2.27)	特別A	0.10	100%
					2.27 (經由2.07)	特別E	0.10								
新事業展開支援融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	50,000 (うち運転資金 30,000)	2.47	2.47	一般(付表1)	0.21~1.07	80%							
						特別B	0.55								
						特別C	0.50								
						特別D	0.10								
					2.27	特別A	0.10	100%							
事業再生支援融資	①設備資金 ②運転資金	10年(3年)	100,000	2.67	2.67	一般(付表1)	0.21~1.07	80%							
						特別B	0.55								
						特別C	0.50								
						特別D	0.10								
					2.47	特別A	0.10	100%							
						特別E	0.10								
事業再生計画実施支援融資	①設備資金 ②運転資金	15年(1年)	100,000	2.67	2.67	サポート	0.20	80%							
								100%							
農業ビジネス保証制度融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	20,000	2.27以内 (經由2.07以内)	2.42以内 (經由2.22以内)	農業	0.30	80%							
		10年(2年)													
事業承継特別保証制度融資	①設備資金 ②運転資金	10年(1年)	100,000	2.42以内	2.42以内	事業承継1(付表8)	0.11~0.42	80%							
						事業承継2(付表9)	0.05~0.25								
災害対策特別 支援融資制度	災害復旧融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	50,000 (うち運転資金 30,000)	2.17以内	地震対策(付表7)	0.11~0.34	80%							
						特別B	0.55								
							特別C	0.50							
							特別D	0.20							
						1.97以内	特別A	0.20	100%						
							特別E	0.20							
	災害対策特別融資	①設備資金 ②運転資金	10年(2年)	80,000	制度適用の都度 知事が定める		一般		80%						
							特別B								
							特別C	0.00							
							特別D								
						特別A									
						特別E		100%							

【償還期間(据置期間)】

※ 備考7に記載のとおり。

## 備考

### 1 資金使途

「設備資金」には、設備及び建物の購入又は取得に要する資金のほか、事業に必要な敷地等の取得に要する資金を含む。ただし、投機性が高いと判断される場合、商品として土地を取得する場合等は、対象外とする。

### 2 償還期間及び据置期間

(1)償還期間及び据置期間の最長年数は、各融資ごとにそれぞれ別表第1に定める年数とする。

(2)保証を付さない貸付けの場合の償還期間は、貸付実行日を起算日とし、各融資の償還期間の最後の年又は月において、その起算日に相当する日までとする（据置期間についても同じとする。また、その日が金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。）。

(3)保証を付す貸付けの場合の償還期間は、保証料の計算始期（平成30年12月31日以前は貸付予定日、平成31年1月1日以降は貸付実行日）を起算日（初日不算入）とし、各融資の償還期間の最後の年又は月において、その起算日に相当する日までとする（据置期間においても同じとする。また、その日が金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。）。

(4)安心実現のための高知県緊急融資において経営力強化保証が付される場合は、運転資金5年以内、設備資金7年以内、既保証の借換え10年以内とする。

なお、措置期間はそれぞれ1年以内とする。

(5)流動資産担保融資（根保証に限る。）においては、通算して3年までは更新を妨げないが、協会所定の手続によらなければならない。

### 3 貸付限度額

(1)貸付限度額には、同一融資の既往分残高を含める。

(2)特別小口保険（法第3条の3）を利用する場合は、同保険を利用した既存借入残高と併せて、2,000万円（法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円）を限度とする。

(3)国が定める小口零細企業保証を利用する場合は、既存の協会の保証付き借入残高と併せて、2,000万円を限度とする。

(4)合併により、同一融資の残高が貸付限度額を超えることになった場合にあっては、当該融資は、有効に存続する。ただし、合併後の新たな融資については、貸付限度額の範囲内に収まるものでなければならない。

### 4 貸付利率

(1)流動資産担保融資、下請経営安定融資及び季節融資の貸付利率は固定とし、それ以外の貸付利率は変動とする。ただし、貸付利率については、県が必要があると認めるときは、変更することがある。

(2)特別小口融資、小規模企業融資、小口零細企業融資、経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資、借換え融資、産業振興計画推進融資、創業者等応援融資及び農業ビジネス保証制度融資においては、商工会等の会員が認定を受けることにより経由金利を適用する。

(3)安心実現のための高知県緊急融資において経営力強化保証が付され、100パーセント保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、区分「特別A」の貸付利率を適用する。

### 5 保証料率

(1)保証料率は、貸付額に対する料率とする。

(2)「区分」欄の「特別小口」とは、法第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。

(3)「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。

(4)「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。

(5)「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。

(6)「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。

(7)「区分」欄の「特別A」とは、法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに係るものに限る。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。



なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

(8)「区分」欄の「特別B」とは、法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

(9)「区分」欄の「特別C」とは、法第3条の8に定める新事業開拓保険が付される場合をいう。

(10)「区分」欄の「特別D」とは、法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(前各号に定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

(11)「区分」欄の「特別E」とは、法第15条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。定めのない事項については『国の全国統一制度』である危機関連保証制度によるものとする。

(12)「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類又は会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

(13)担保の提供がある場合は、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

付表1(一般)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.21	0.36	0.42	0.46	0.55	0.70	0.82	0.94	1.07

付表2(特殊)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.22	0.35	0.40	0.44	0.57	0.70	0.80	0.91	1.01

付表3(小口零細)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.30	0.50	0.55	0.59	0.74	0.90	1.02	1.14	1.27

付表4(短期)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.25	0.40	0.45	0.50	0.64	0.80	0.92	1.04	1.17

付表5(産振7)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.12	0.16	0.21	0.26	0.30	0.35	0.40	0.46	0.49

付表6(産振10)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表7(地震・節電対策)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.12	0.14	0.18	0.20	0.24	0.27	0.31	0.34

付表8(事業承継1・経営者保証コーディネーター確認無)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表9(事業承継2・経営者保証コーディネーター確認有)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.05	0.07	0.09	0.11	0.13	0.15	0.19	0.22	0.25

## 6 保証割合

安心実現のための高知県緊急融資において経営力強化保証が付され、100パーセント保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、100パーセント保証を適用する。

## 7 償還期間等の特例措置

下記の要件のいずれかに該当する中小企業者について、令和4年3月31日までの間に限り、特別小口融資、小規模企業融資、小口零細企業融資、経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資及び借換え融資について、償還期間年数及び据置期間年数を※で記した期間まで延長する。また、既存借入（令和2年度以前実行分を含む。）について、当該融資実行年度の大綱にかかわらず、据置期間の延長（1年以内）又は元金償還の猶予（1年以内）及び償還期間の延長（2年以内）ができる。

(1)新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1月間の売上高等（売上高、販売数量、完成工事高及び受注残高（建設業に限る。）をいう。以下同じ。）が減少している者

(2)新型コロナウイルス感染症に起因して、今後売上高等の減少が見込まれる者

別表第2

名 称		認 定 先	関係別記様式	備 考	
経営 支 援 融 資 制 度	特別小口融資	認定不要 (商工会等)	21 (15)		
	小規模企業融資	商工会等 (商工会等)	17、21 (15)		
	小口零細企業融資	認定不要 (商工会等)	21 (15)		
	経済変動対策融資				
	安心実現のための高知県緊急融資				
	借換え融資				2-1、2-2、21 (15) ※14-1、14-2
	流動資産担保融資	認定不要	21		
	下請経営安定融資				
	季節融資				
特別 融 資 制 度	産業振興計画推進融資	認定不要 (商工会等)	1、3-1、3-2、 21 (15)		
	南海地震・節電対策融資	経営支援課 (知事認定以外は、 認定不要)	4-1、4-2、21 ※1、18	※知事認定の場合に別途必要	
	中核企業支援融資	県経営支援課 (特認の場合並びに新規 立地及び移転の場合に 認定が必要)	1、5-1、5-2、18、21 ※19、20	☆その他適地立地者の場合、県は立地市町村へ意見照会 する。 ※保証を付さない貸付の場合に別途必要	
	産業活性化融資	認定不要	21		
	事業 環 境 整 備 促 進 融 資	環境保全促進	県経営支援課 (自然エネルギー等による 発電システムに関する事業 については認定不要)	○1、6-1、6-2、18、21 *1、6-3、6-4、18、21	○環境保全事業・施設関連 *石綿関連
		福祉関連支援	県経営支援課	1、7-1、7-2、18、21	
		商業・ 観光業支援	県経営支援課 (特認以外は、認定不要)	1、8-1、8-2、18、21 ※16	※商店街等の空き店舗に新規出店する場合は別途必要
	創 業 者 等 応 援 融 資	創業Ⅰ型	認定不要 (商工会等)	9-1、9-2、9-3、 9-4、21 (15)	
		創業Ⅱ型			
		創業Ⅲ型			
	新事業展開支援融資	認定不要	10-1、10-2、21		
	事業再生支援融資	県経営支援課	1、11-1、11-2、18、21		
	事業再生計画実施支援融資	認定不要	21		
	農業ビジネス保証制度融資	認定不要 (商工会等)	1、12-1、12-2、12-3、21 (15)		
事業承継特別保証制度融資	認定不要	13-1、13-2、21 ※13-3、13-4	※借り換えを行う場合に別途必要		
支 援 害 融 資 制 度 特 別	災害復旧融資	認定不要	14-1、14-2、21		
	災害対策特別融資				

備考

「認定先」欄に(商工会等)の記載があるものについては、商工会等の会員が認定を受けた場合に経由金利を適用する。